

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

入札時V E方式及び契約後V E方式の試行について（通知）

防衛省が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のコスト縮減を図るため、入札時V E方式（建設工事の入札段階で、設計図書による施工方法等の限定を少なくし、限定していない部分の施工方法等について技術提案を受け付け審査した上で、競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づいて入札し、落札者を決定する方式をいう。）及び契約後V E方式（契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式をいう。）の試行を実施することとし、その手続について別添のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、入札時V E方式及び契約後V E方式の試行について（防整施第17556号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

- 添付書類：1 一般競争入札方式における入札時V Eマニュアル（案）
2 契約後V Eマニュアル（案）
3 特記仕様書等記載例

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

一般競争入札方式における入札時VEマニュアル（案）

1 対象工事

- (1) 一般競争入札方式（総合評価落札方式を除く。以下同じ。）の場合
一般競争入札方式の対象工事であって、比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものであり、かつ、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が必要と認めた工事を選定するものとする。
- (2) 総合評価落札方式の場合
前号の対象工事のうち、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（平成12年9月20日公共工事発注省庁申合せ。以下「標準ガイド」という。）第1のIに該当する工事に適用する。なお、契約担当官等が、標準ガイド及び本実施細則に従い総合評価落札方式により発注する工事を選定した場合は、標準ガイド第1のIの適用範囲に規定する「当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣が認める工事」と見なすものとする。

2 募集手続

- (1) 一般競争入札方式の場合
一般競争入札方式における入札公告を行う際に、発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と異なる施工方法等に関する提案（以下「VE提案」という。）を求める旨を明示するものとする。また、VE提案は、資料の提出の際に併せて提出するものとする。
- (2) 総合評価落札方式の場合
一般競争入札方式における入札公告を行う際に、発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案の内容について、VE提案（当該方式の場合は標準案と異なる設計に関する提案を含む。以下同じ。）を求める旨を明示するほか、総合評価落札方式による場合は当該方式である旨並びに性能等の要求要件及び評価基準も併せて明示するものとする。また、VE提案は、資料の提出の際に併せて提出するものとする。

3 手続に要する日程

付紙第1に示す日数を参考とするものとする。

4 提案の提出

(1) 提案を求める範囲

ア 一般競争入札方式の場合

VE提案を求める範囲は、施工方法等であって、原則として従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、コスト縮減が可能となる技術提案を期待できるもので民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、工事目的物の変

更を伴わない範囲とする。ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合には、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

イ 総合評価落札方式の場合

V E 提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、標準ガイドに示す落札方式及び総合評価の方法によって、発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(2) 提案を求める部分の位置付け

V E 提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(3) 提案の提出方法

ア 一般競争入札方式の場合

V E 提案に基づき施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出することとする。この施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出することができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出するものとする。

イ 総合評価落札方式の場合

入札者は、V E 提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画書（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、入札者は、V E 提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。

5 資料作成説明会

契約担当官等は、必要があると認めるときには、資料（総合評価落札方式の場合は技術資料をいう。以下同じ。）作成説明会を実施することができるものとする。

6 資料のヒアリング

契約担当官等は、必要があると認めるときには、資料のヒアリングを実施することができるものとする。

7 提案の審査

(1) 契約担当官等は、V E 提案及び標準案に基づく施工計画（以下「V E 提案等」という。）の審査を行い、審査の結果を踏まえ、競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、競争参加資格の確認を行うものとする。

(2) 入札時V E方式に係る試行対象工事の資料の審査に当たっては、審査委員会に、建設工事等の技術的事項に関する事務を行うために設置する技術部会（以下「技術部会」という。）が設置されている場合は、これを活用することとする。

る。

- (3) VE提案等の審査を行うため、入札時VE審査委員会を設けることとする。
入札時VE審査委員会は、VE提案等の審査の結果を審査委員会（審査委員会に技術部会が設置されている場合は技術部会）に通知するものとする。
- (4) 入札時VE審査委員会の構成員は、原則として、審査委員長を当該工事の監督又は施工に関して契約相手方と調整を行う部署（以下「担当課」という。）の長（以下「担当課長」という。）とし、委員を担当課の職員が務めるものとする。

《入札時VE審査委員会》以下に地方防衛局又は地方防衛支局の場合を示す。

・委員長		担当課長
・委員	担当課	課長補佐（対象施設担当）
	担当課	建設監督官（対象施設担当）
	担当課	係長（対象施設担当）

なお、入札時VE審査委員会は、必要に応じて、整備計画局職員（担当部員、専門官、係長等）、担当課以外の職員、学識経験者又は専門家等に意見を聞くことができるものとする。

- (5) VE提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を、また標準案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性等を評価するものとする。

なお、一の建設業者がVE提案及び標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、VE提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は行わないものとする。

- (6) 施工計画に係る審査については、付紙第2を参考にするものとする。

8 提案の採否の通知等

- (1) 一般競争入札方式の場合

VE提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せてVE提案を提出した建設業者に、付紙第3の書式をもって通知するものとする。その際、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行うものとする。

なお、VE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して、標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者はVE提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。

- (2) 総合評価落札方式の場合

VE提案の審査及び採否の通知の手続については、前号の手続に準じて行うものとする。

9 落札者の決定

- (1) 一般競争入札方式の場合

落札者は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項の規定により決定するものとする。

(2) 総合評価落札方式の場合

落札者は、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（蔵計第76号。12.3.27）別紙のⅡ及び標準ガイド第1のⅡの規定により決定するものとする。

1.0 提案内容の保護

(1) 一般競争入札方式の場合

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

なお、この旨を入札説明書、特記仕様書等に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(2) 総合評価落札方式の場合

VE提案内容の保護については、前号の手續に準じて行うものとする。

1.1 責任の所在

(1) 一般競争入札方式の場合

発注者がVE提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない旨を入札説明書、特記仕様書等に記載するものとする。

(2) 総合評価落札方式の場合

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

1.2 入札公告及び入札説明書

提案を募集する場合には、入札公告及び入札説明書に次に掲げる事項を加える。

(1) 入札公告

ア 当該工事が入札時VE方式の試行工事であること。

イ 総合評価落札方式による工事であること。（総合評価落札方式の場合）

ウ 提案で求める性能、機能、技術等の要求要件及び評価基準（総合評価落札方式の場合）

エ 資料作成説明会を実施すること。（資料作成説明会を開催する場合）

オ VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。VE提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案により施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。（総合評価落札方式の場合）

カ 資料のヒアリングを実施すること。（資料のヒアリングを実施する場合）

キ VE提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。

ク 総合評価の方法及び落札者の決定方法（総合評価落札方式の場合）

(2) 入札説明書

ア 前号アからクの詳細事項

イ VE提案で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。当該計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画書を併せて提出すること。

ウ VE提案等は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たって、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を評価すること。

エ VE提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、VE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合は、VE提案が適正と認められなかった理由の説明要求及び苦情申し立てを行うことができるものとする。 (また書き以降は総合評価落札方式による場合)

オ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

カ VE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の負担が軽減されるものではないこと。

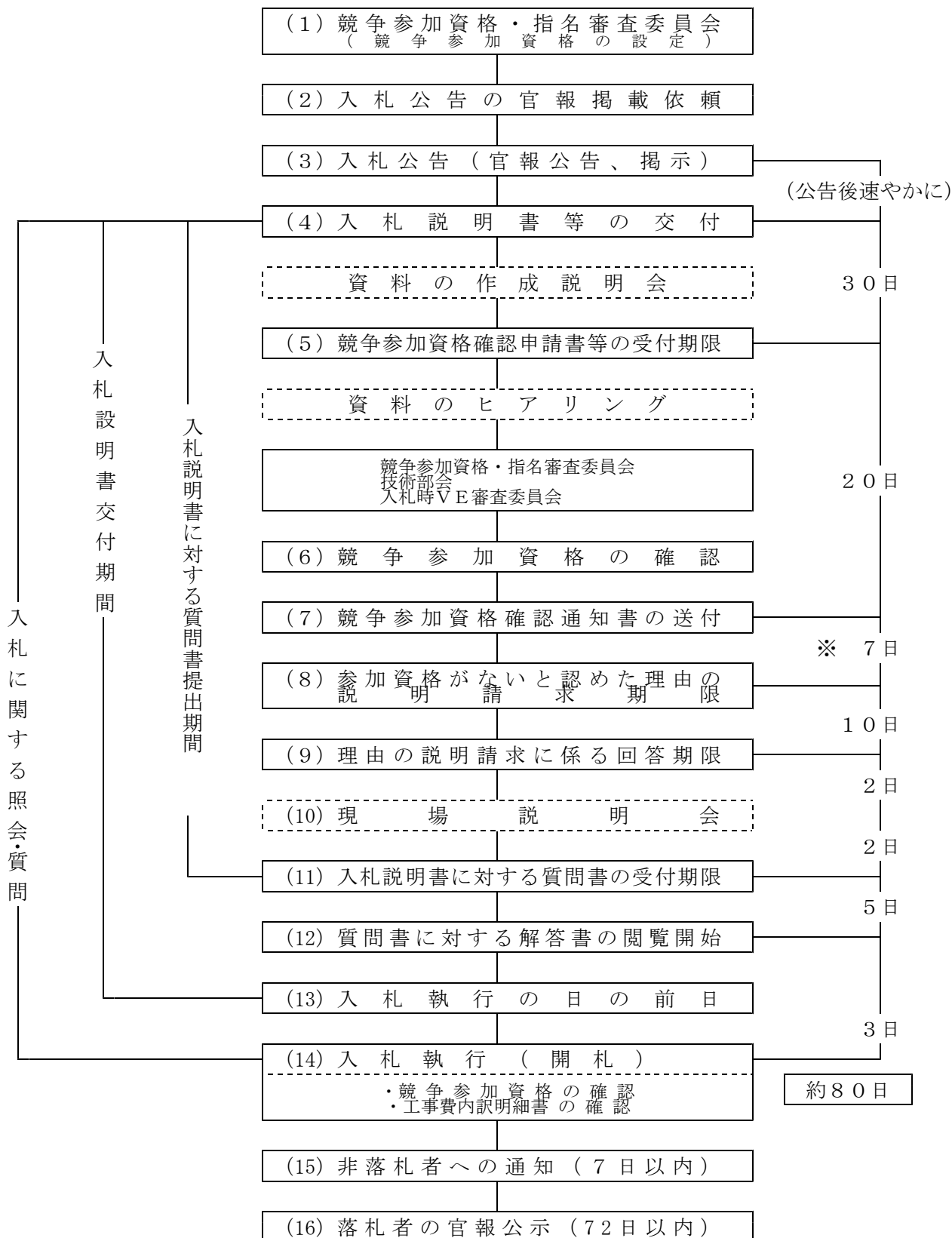
キ 総合評価落札方式による場合で、かつ、性能等に関わる提案が履行できず、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。(総合評価落札方式の場合)

1.3 事後活動

VE審査委員長は、試行活動の結果及び試行に関し、局内及び請負業者の意見・問題点等を聴取の上、整備計画局施設計画課へ報告するものとする。

一般競争入札方式における標準的な業務の流れ及び所要日数（入札時V E対応）

標準的日数



※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。

一般競争入札方式における施工計画に係る技術審査基準

評価項目	選定の着目点		競争参加資格 有	競争参加資格 無
	VE 提案または 標準案に基づく 施工計画	施工の確実 性・安全性	VE 提案	問題なし
標準案			問題なし	問題あり

- 注：1 VE 提案のみによる入札を希望している業者について、当該業者が提出した施工計画が「問題あり」に該当した場合には、競争参加資格は「無」とする。
- 2 標準案のみによる入札を希望している業者について、当該業者が提出した施工計画が「問題あり」に該当した場合には、競争参加資格は「無」とする。
- 3 VE 提案が認められなかった場合に標準案による入札を希望する業者について、VE 提案による施工計画が「問題あり」に該当した場合であっても、標準案による施工計画が「問題なし」の場合は、競争参加資格は「有」とするものの、VE 提案による入札は否とする。

一般競争参加資格確認通知書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

会計機関名
役職 氏名

印

先に申請のあった 建設工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入札公告日	平成 年 月 日	
工事名	建設工事	
競争参加資格の有無	有・無 《有(条件付き)》	
	競争参加資格がないと認めた理由	
VE提案に基づく入札の可否	可(VE提案に基づく入札をされたい。)	
	否(標準案に基づく入札をされたい。)	
	VE提案に基づく入札を否とした理由	

なお、競争参加資格がないと通知された方及びVE提案に基づく入札が否と通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由及びVE提案に基づく入札を否とした理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに〇〇〇〇【契約担当部署を記載する。】へ、その旨を記載した書面(住所、会社名、代表者名等記名押印のこと。)を提出して下さい。

【注：《 》は、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について(防整施第6923号。28.3.31)8(1)のただし書きの場合について記載する。】

契約後VEマニュアル（案）

1 対象工事

民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が必要と認めた工事を選定するものとする。

なお、対象とされた工事については、契約後VE方式である旨を、建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28.3.31）別冊第1又は別冊第2に規定する建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）の第20条の次に次の1条を追加するものとする。

第20条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

2 提案を求める範囲

VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 契約書第19条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- (3) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3 提案の提出期間等

VE提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとする。なお、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

4 提案の審査

- (1) VE提案の審査に当たっては、施工の确实性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。
- (2) VE提案の審査を行うために、必要に応じて、契約担当官等は、契約後VE

審査委員会を設けるものとする。

契約後 V E 審査委員会の構成員は、原則として審査委員長を当該工事の監督又は施工に関して契約相手方と調整を行う部署（以下「担当課」という。）の長の直近上位の職員である者とし、審査委員は審査委員長の直近下位の職員である者が務めるものとする。

《契約後 V E 審査委員会》以下に地方防衛局又は地方防衛支局の場合を示す。

・委員長		調達部長
・委員	調達計画課又は計画官	調達計画課長
	担当課及び他課	課長
	担当課	課長補佐（対象施設担当）
	担当課	建設監督官（対象施設担当）

なお、契約後 V E 審査委員会は、必要に応じて、整備計画局職員（担当部員、専門官、係長等）、担当課以外の職員、学識経験者及び専門家等に意見を聞くことができるものとする。

5 提案の採否の通知

V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6 V E 提案が適正と認められた場合の設計変更等

- (1) V E 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E 提案が適正と認められた後、契約書第 1 9 条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

7 提案内容の保護

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。なお、この旨を入札説明書及び特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

8 責任の所在

発注者が V E 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書及び特記仕様書等に記載するものとする。

9 入札公告

- (1) 一般競争入札方式（総合評価落札方式を含む。）により提案を求める場合において、入札公告に次に掲げる事項を加える。
 - ア 契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事であること。
 - イ 総合評価落札方式による工事であること。（総合評価落札方式の場合）
 - ウ 提案で求める性能、機能、技術等の要求要件及び評価基準（総合評価落札方式の場合）
 - エ 資料作成説明会を実施すること。（資料作成説明会を開催する場合）
 - オ V E 提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。V E 提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案により施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。（総合評価落札方式の場合）
 - カ 資料のヒアリングを実施すること。（資料のヒアリングを実施する場合）
 - キ 総合評価の方法及び落札者の決定方法（総合評価落札方式の場合）
- (2) 指名競争入札方式により提案を求める場合においては、指名の際に口頭にて次の事項を説明するものとする。
 - ア 契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行対象工事であること
 - イ 詳細は特記仕様書に示すこと
 - ウ その他契約担当官等が必要と認める事項

1 0 特記仕様書

提案を求める場合において、特記仕様書には第 7 号及び第 8 号に関するもののほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) V E 提案の定義に関すること
- (2) 第 2 項、第 4 項第 1 号、第 5 項及び第 6 項に関すること
- (3) V E 提案を提出する際の様式

1 1 事後活動

V E 審査委員長は、試行活動の結果及び試行に関し、局内及び受注者の意見・問題点等を聴取の上、整備計画局施設計画課へ報告するものとする。

特記仕様書等記載例

I 特記仕様書記載例（入札時V E）

提案について

1 V E提案の保護

V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

2 責任の所在

発注者がV E提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

II 建設工事請負契約書載例（契約後V E）

第20条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

III 特記仕様書記載例（契約後V E）

1 定義

「V E提案」とは、契約書第20条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2 V E提案の意義及び範囲

(1)受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

(2)以下の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

イ 契約書第19条に基づき条件変更が確認された後の提案。

ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3 V E提案書の提出

(1)受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

イ VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

ウ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

カ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する〇〇日前までに、発注者に提出できるものとする。

注)〇〇の部分には原則として「35」と記入する

(4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4 VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

5. VE提案の採否等

(1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後〇〇日以内に書面(別紙様式5)により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(注)〇〇の部分には原則として「14」と記入する

(2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第20条の2の規定に基づくものとする。

(4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第〇〇条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

(5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という)を削減しないものとする。

(6) VE提案が適正と認められた後、契約書第19条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

(7) 発注者は、契約書第19条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第19条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

6. VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている

状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

・ 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(別紙様式1)

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

会計機関名
役職 氏名 殿

受注者
住 所
氏 名

印

契約書第20条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工 事 件 名		連絡者 氏名
契約締結日：		TEL FAX
VE提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式1の2として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

(別紙様式2)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と、V E 提案の内容の対比

【現状】・・・概図等

【改善策】・・・概図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

(別紙様式4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見)

(別紙様式5)

号

平成 年 月 日

V E 提案採否通知書

〇 〇 〇 〇 殿

会計機関名

役職 氏名

印

特記仕様書「〇. V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付で提出されましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 契約締結日：		V E 提案項目数 採用項目数 不採用項目数		
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番 号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項

注) 採否に関する問い合わせ先